

## 当組合における主な加入条件

### (地区)

本組合の地区は、北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県の区域とする。

### (組合員の資格)

本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 建設業法に基づく許可を有し、建築工事業(木造建築工事業を除く)、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、電気工事業、管工事業(さく井工事業を除く)、機械器具設置工事業又はその他の設備工事業を行う事業者であること
- (2) 太平電業安全衛生協議会の会員であること
- (3) 組合の地区内に事業場を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### (出資1口の金額)

出資1口の金額は50,000円とする。

### (出資の払込み)

出資は一時に全額を払い込まなければならない。